

復興天守 70 年記念 夜間貸切の岸和田城での薪能鑑賞 特別な空間で幽玄なひとときを！ 実施業務委託仕様書

1. 業務名

復興天守 70 年記念 夜間貸切の岸和田城での薪能鑑賞 特別な空間で幽玄なひとときを！ 実施業務（以下「本業務」という。）

2. 業務の概要

令和6年11月に岸和田城天守閣は復興 70 年を迎える。本業務は、岸和田城及び岸和田城と一体となった国指定名勝岸和田城庭園（八陣の庭）を夜間貸切とし、能舞台を設け、薪能を特別観覧席で鑑賞できるイベントの開催と、杉江能楽堂や五風荘など岸和田城周辺の国や市の有形文化財施設を活用し、付加価値の高い食事プランの造成、二の丸広場での岸和田・泉州の旬の食材を使った食イベントの開催を行うことにより、インバウンドマーケットに対し、岸和田市の認知度を向上させるとともに誘客促進及び消費拡大を図るもの。

3. 業務の目的

本市は、岸和田城や国指定名勝の岸和田城庭園八陣の庭、だんじり会館などの歴史文化を体感できる観光施設や海から山まで伸びる地形を活かした水産物や農産物等の豊かな観光資源が存在するものの、その資源が活かされていないのが現状である。

このような状況下において、観光地ではないという思い込みの払しょくや、観光地としてのイメージアップが大きな課題として挙げられる。大阪・関西万博も開催される 2025 年に向け、インバウンドマーケットへの、岸和田城（天守閣・八陣の庭）の認知度向上、リピーター化や、岸和田城に隣接する、国・市有形文化財の認知度向上を図るため、日本文化である「能」を活用し、新たなインバウンド富裕層の誘客につなげること、関西空港から近く、また、関西空港と大阪市南主要エリアとの間に位置する「まだ見ぬまち岸和田市」への、訪問客増、滞在時間増・消費額増への取り組みにつなげることを目的とする。

4. 契約期間

契約日から令和6年12月27日まで

5. 業務委託金額

42,000,000 円（消費税及び地方消費税 3,818,182 円を含む。）を上限とする。

6. 履行場所

岸和田市内

7. 基本要件

(1) 全体統括業務

① 業務遂行にかかる体制

本業務を所定の期間内に履行するため、受注者は、総括責任者と業務担当者を置くこと。本業務の担当者には、インバウンド観光に関する知識とノウハウ等を有する者を選任すること。業務担当者は市と密に協議を行いながら、本業務を進め、進捗状況を常時把握し、市と協議のうえスケジュールの進行管理を行うこと。

② 受注者は、契約締結後2週間以内に本業務の業務実施体制、スケジュール、プロジェクト管理方法を定めた業務実施計画書を本市に提出し承認を受けること。なお、業務実施計画書には、管理責任者、住所、連絡先等を記載した書面を添付すること。

- ③ 本市は、提出を受けた業務実施計画書について、内容を審査し、不備のある場合は提出後、3営業日以内に再提出を求められることができる。その場合、受注者は再提出を求めてから3営業日以内に再提出を行うこと。

(2) 業務の基本事項

① 岸和田城庭園（八陣の庭）有料特別観覧席での薪能鑑賞 開催業務

岸和田城庭園（八陣の庭）に能舞台及び観覧席を設置し、薪能を実施すること。設置した観覧席は有料とし、インバウンド観光客をターゲットとして販売すること。なお、能舞台及び観覧席の設置にあたっては、岸和田城庭園（八陣の庭）の景観を活かした形で設置することとし、庭園内の竹柵内にはできる限り進入しないようにすること。設置にあたっては、文化財保護法及び建築基準法等の法令を遵守すること。

② 「杉江能楽堂 公諷庵」での能体験と特別和食御膳の昼食 開催業務

岸和田城近隣に位置する国の登録有形文化財である杉江能楽堂にて和食料理を提供している公諷庵の運営事業者と協力し、特別な昼食の提供と能体験をコンテンツ化し、インバウンド観光客をターゲットとして販売を行うこと。

③ 「五風荘」専用茶室での日本料理の昼食と呈茶体験及び回遊式庭園の見学 開催業務

岸和田城近隣に位置する市指定有形文化財である五風荘の指定管理者と協力し、特別な昼食の提供と呈茶体験をコンテンツ化し、インバウンド観光客をターゲットとして販売を行うこと。

④ 岸和田・泉州 美味しいもんフェスタ 開催業務

岸和田城に隣接する二の丸広場にて岸和田を中心とした泉州地域の「食」を楽しめるイベントの開催を行うこと。イベントにおいては、地元のシェフによる地元食材を活用した料理を提供すること。また、岸和田市もしくは泉州地域の食材を使った料理や岸和田ならではのソウルフード等を提供できる事業者（店舗）を 15～20 店舗程度集め、二の丸広場内にキッチンカーもしくはテント等により来場者に提供すること。

⑤ その他

上記①～④は令和6年11月3日及び同月4日に実施すること。なお、本事業はインバウンド観光客をメインターゲットとするが、国内観光客が参加することも可能とすること。

8. 詳細要件

(1) 岸和田城庭園（八陣の庭）有料特別観覧席での薪能鑑賞 開催業務の企画及び調整

- ① 能舞台及び観覧席を設置する岸和田城庭園（八陣の庭）は国指定名勝であり、かつ、府指定史跡岸和田城跡の指定地内であるため、設置にあたっては、地下遺構に影響を及ぼすことのないよう、掘削を伴うような工作物の設置は行わないこと。なお、設置にあたっては、本市教育委員会生涯学習部郷土文化課及び本市まちづくり推進部建設指導課との協議を行うため、同協議への同席及び図面等資料の作成を行うこと。
- ② インバウンド観光客に薪能の内容が明確に伝わるよう、単純な翻訳以外の取組を実施すること。
- ③ 広告宣伝費、資料費、体験活動に係る費用その他本業務実施に必要な経費は、本業務委託料に含むものとする。

(2) 「杉江能楽堂 公諷庵」での能体験と特別和食御膳の昼食 開催業務の企画及び調整

- ① 能体験については、「杉江能楽堂 公諷庵」の運営事業者と協力し、能舞台に実際に上がって能の一部を参加者が実演できるようにすること。なお、インバウンド観光客にも正確に内容を伝えるため、通訳案内士を付ける等の対策を講じること。
- ② 特別和食御膳については、「杉江能楽堂 公諷庵」の運営事業者と協力し、通常提供されていない新たなメニューを特別に造成すること。なお、同メニューには岸和田産の食材を取り入れること。

(3) 「五風荘」専用茶室での日本料理の昼食と呈茶体験及び回遊式庭園の見学 開催業務の企画及び調整

- ① 呈茶体験については、「五風荘」の指定管理者と協力し、庭園内の茶室を活用して実施すること。なお、インバウンド観光客

にも正確に内容を伝えるため、通訳案内士を付ける等の対策を講じること。

- ②庭園の見学については、「五風荘」の指定管理者と協力し、通常公開されていない地下室を含めて案内する等特別な内容とすること。なお、①同様、インバウンド観光客にも正確に内容を伝えるため、通訳案内士を付ける等の対策を講じること。

(4) 岸和田・泉州 美味しいもんフェスタ 開催業務の企画及び調整

- ①会場とする二の丸広場は府指定史跡岸和田城跡の指定地内であるため、テントやキッチンカーの設置にあたっては、地下遺構に影響を及ぼすことのないよう、掘削を伴うような工作物の設置は行わないこと。
- ②出店する店舗等を募集する際には、事前に募集要項等を作成し、本市の承認を得ること。なお、募集要項には「岸和田市もしくは泉州地域の食材を使った料理や岸和田ならではのソウルフード等を提供できること」を要件に含めること。
- ③衛生管理を徹底し、会場内の複数個所に消毒液を設置する等、出店者及び参加者がいつでも手指消毒等ができる環境を整備すること。当日発生するゴミについて、会場内に複数ゴミ箱を設置し、当該ゴミ箱が溢れることのないよう受注者において回収し、設置した集積場所に貯めておく等の対策を講じること。なお、集積場所のゴミについては、廃棄物収集運搬業者等を手配し、各日翌朝には撤去すること。

(5) 参加者へのアンケートの実施

参加者に対して、ツアーの感想や意見等を把握するためのアンケートを実施し、その結果を取りまとめ、本市に提出すること。アンケートの内容については、本市と協議の上決定するものとする。なお、アンケートの手法は web または紙媒体等どちらでも可とするが、web 上のページ作成、紙媒体の場合の印刷及び筆記具の手配については、受注者の負担とする。

(6) 本事業の PR 資料の作成

本事業実施を PR するための資料(チラシやポスター)を作成すること。印刷は不要とし、web 上での PR に活用できるものを作成すること。なお、少なくとも日本語と英語の 2 言語以上で作成すること。

(7) 留意事項

①安全確保対策及び情報管理に関する対策等

各事業の会場との事前打ち合わせや現地確認を十分に行い、各会場での安全確保対策及び情報管理に関する対策を施し、参加者及び関係者へも徹底を図ること。また、各会場で発生した事故へ対応するための傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。保険の内容は、死亡(概ね 1,000 万円以上のもの)・後遺障害、入院・通院、第三者、立ち寄り先への賠償責任等を盛り込んだものとする。なお、ツアー中に発生した事故における対応及び賠償責任については受注者の負担とする。

②参加者及び各事業会場との打合せ、連絡調整

参加者からの問い合わせ対応、各会場との日程、内容、その他一切の連絡調整及び打合せ業務は、受注者が実施すること。また、参加者に対して、各事業の内容、必要な持ち物、当日のルールや安全対策等の注意事項、不測の際の緊急連絡先等を記載した資料を事前に提供すること。

③事業実施の記録等

受注者は、成果物として納入する本事業の実施記録をカメラ等で記録すること。なお、撮影に当たっては、参加者が特定されないよう配慮するものとし、撮影可能な場所等を調整、確認の上、記録すること。また、撮影した写真等は本市に成果物として納入される可能性がある旨を伝え、各会場等に予め承諾を得ておくこと。

9. 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、中間、業務完了時、その他必要な段階で十分な打合せを行うものとし、その内容については受注者がその都度打合せ記録簿に記録し、相互に確認すること。なお、打合せ協議は対面式を基本とするが、リモートによる遠隔協議も可とする。

10. 提出する成果物と提出期限

受注者は、業務実施体制やスケジュール等をまとめた業務実施計画書と、当該業務委託を完成させた成果として、受託した業務が完了した後、委託期間終了日までに、本業務に関する業務実施報告書をまとめ、市に提出する。

- (1) 業務実施計画書（業務実施体制やスケジュール、管理運営方法等） 契約日から2週間以内
- (2) 業務実施報告書（事業内容や参加者数、広告データ、各種写真等） 令和6年11月18日
- (3) アンケート集計結果 令和6年11月18日
- (4) (1)～(3)の電子データ（CD-Rなどの記録媒体） 令和6年11月18日
- (5) その他、市が必要と認めるもの

※提出するデータ形式は市と受注者が協議して決定する。

11. 成果品に係る留意事項

本業務において作成した成果品に係る全ての権利は、市に帰属する。また、受注者は、市の許可なく複製及び第三者へ貸与してはならない。

本業務成果品については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないよう留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については、用語解説または注釈を付記すること。

また、成果品の納入後、本市において実施する成果品検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受注者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所の修正または追加を行うこと。

12. その他留意事項

(1) 検査

- ① 受注者は、本業務完了後、速やかに市に業務完了報告書を提出し完了検査を受けるものとする。
- ② 受注者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正または補足その他の処置をとるものとする。

(2) 調査等

市は、必要があると認められるときは、受注者の本業務の処理状況について調査または報告を求めることができる。なお、この場合、受注者はこれを拒むことはできない。

(3) その他

- ① 受注者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、関係法令及び「岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例」、「岸和田市個人情報の保護に関する法律施行細則」、「岸和田市情報セキュリティポリシー」を順守しなければならない。
- ② 本仕様書に疑義がある場合は市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、市と受注者が協議のうえ決定する。
- ③ 市または受注者は、各年度の業務費内で本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、両者協議のうえ仕様書の内容を一部変更できるものとする。
- ④ 受注者は、本業務の実施にあたり業務の適切な遂行を図るため、市と常に密接な連絡を取り、業務の正確な遂行に努めること。

- ⑤ 受注者は、本業務について知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、市の許可なく本業務内容を第三者に公表、転用および貸与してはならない。
- ⑥ 受注者は、市から提供を受けた資料等について厳重な注意をもって安全に保管しなければならない。
- ⑦ 受注者は、本業務完了後、貸与資料および業務に関連した情報等を市に適切に返却等すること。
- ⑧ 受注者は、本業務に係り事故等が発生した場合、速やかに市に報告するとともに指示に従うこと。
- ⑨ 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、本業務の一部の再委託については、事前に市と協議し了承を得るものとする。

13. 担当部署

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1

岸和田市魅力創造部観光課

電話 072-423-9486

メールアドレス kankou@city.kishiwada.osaka.jp